



遺産相続

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小林 佑輔
(函館弁護士会所属)



■遺産の相続をめぐるトラブルは、決して少なくありません。子どもころはとも仲が良かった兄弟が、口も聞かなくなる、といった例も、どこかで聞いた話ではないでしょうか。今月のお題は「遺産相続」についてです。

■人が亡くなると、相続が開始します。故人は、法律上「被相続人」と呼ばれます。まず、相続人は誰なのかを確定します。配偶者と子、子がいないければ直系尊属(父母)、直系尊属がいなければ兄弟姉妹が相続人になります。伊藤弁護士が解説した代襲相続があれば、ひ孫や甥姪まで相続人になりえます。ところで、死亡する前日に結婚した人であっても、配偶者でするので、れっきとした相続人です。法定相続分の割合については省略しますが、兄弟間でも、長男が尊重されるということはありません。

■亡くなった時点で被相続人が持っていた動産・不動産は、自動的に相続人が共有することになります。債権は、法定相続分に従って、割り振られます。共有状態は、遺産共有と呼びますが、とても使い勝手の悪い状態です。これを解消するために、遺産分割の協議(話し合い)を行います。土地は長男に全部渡す代わりに、預金は次男と三男に割り振るといいうように、柔軟に遺産を分けることができます。

■一方、遺産には、負の遺産も含まれます。借金は、債権者の同意がない限り、遺産分割によって金額を割り振ることができません。遺産が借金まみれである場合、相続を知ってから3ヶ月以内に相続放棄をしなければ、借金を引き継ぐことになってしまいます。

■その他にも、特別受益、寄与分、遺言、遺留分といった様々な要素が複雑に絡み合うので、やはり法律の専門家に相談することをおすすめします。

■一定の資力要件を満たす方は、お一人3回まで、無料で法律相談を行っています。相談を希望する方はもちろん、相談しようかどうかお悩みの方も、「法テラス八雲法律事務所(☎050-33383-8366)」まで、お気軽に予約のお電話をお寄せください。

消防署からお知らせ

八雲町消防団放水訓練大会の開催について

八雲町消防団放水訓練大会を次のとおり開催いたします。町民の皆様、日頃の訓練成果をご覧頂くと共に、防災に対する意識を高めて頂けると幸いです。町民の皆様の多数のご来場をお待ちしております。

【日時】

9月4日(日)
午後2時30分

【場所】

八雲町消防本部
庁舎前

【問い合わせ先】

八雲町消防本部
☎0137-63-2686

八雲警察署からお知らせ

北海道警察官募集

平成28年度(第2回)北海道警察官採用試験が実施されます

1 受付期間

8月1日(月)~26日(金)【電子申請締切 8月24日(水)】

2 受験資格

【学歴】・A区分 学校教育法による大学(短期大学を除く)等を卒業した方(平成29年3月卒業見込者を含む)
・B区分 A区分以外の方

【年齢】昭和59年4月2日~平成11年4月1日までに生まれた方(平成29年4月1日現在で18歳以上33歳未満)

※いずれも男女別を問いません

3 1次試験

(1) 試験日 9月18日(日)
(2) 試験地 札幌市・函館市等のほかに「八雲町」においても実施されます

4 2次試験

(1) 試験日 平成28年10月下旬~11月上旬を予定
(2) 試験地 札幌市・函館市等の道内主要都市

※ 近年、女性警察官の採用枠が拡大していますので、女性警察官を志す方も積極的にチャレンジしてください。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110